

プロ責法・個人情報保護法の 近時の法改正とその影響

虎ノ門南法律事務所
弁護士 上沼 紫野

A プロバイダ責任制限法の改正

1 改正の背景

2001年成立後実質的に初めての改正
(なお、5年後の再検討の附則あり)

2 改正法の概要

3 実務への影響

1 改正の背景

1 プロバイダ責任制限法

平成13年成立 平成14年施行

今まで実質的な改正がない

cf. 開示対象情報は省令で定める

省令については何回かの改正はあるが・・・

改正法 2021.4.28公布（1年6ヶ月内に施行）

2 環境の変化

インターネットサービスの多様化、利用者の増加

技術状況の変化

国外事業者によるサービスの普及

3 ネット上の権利侵害に対する意識の高まり

cf. 著作権侵害対策

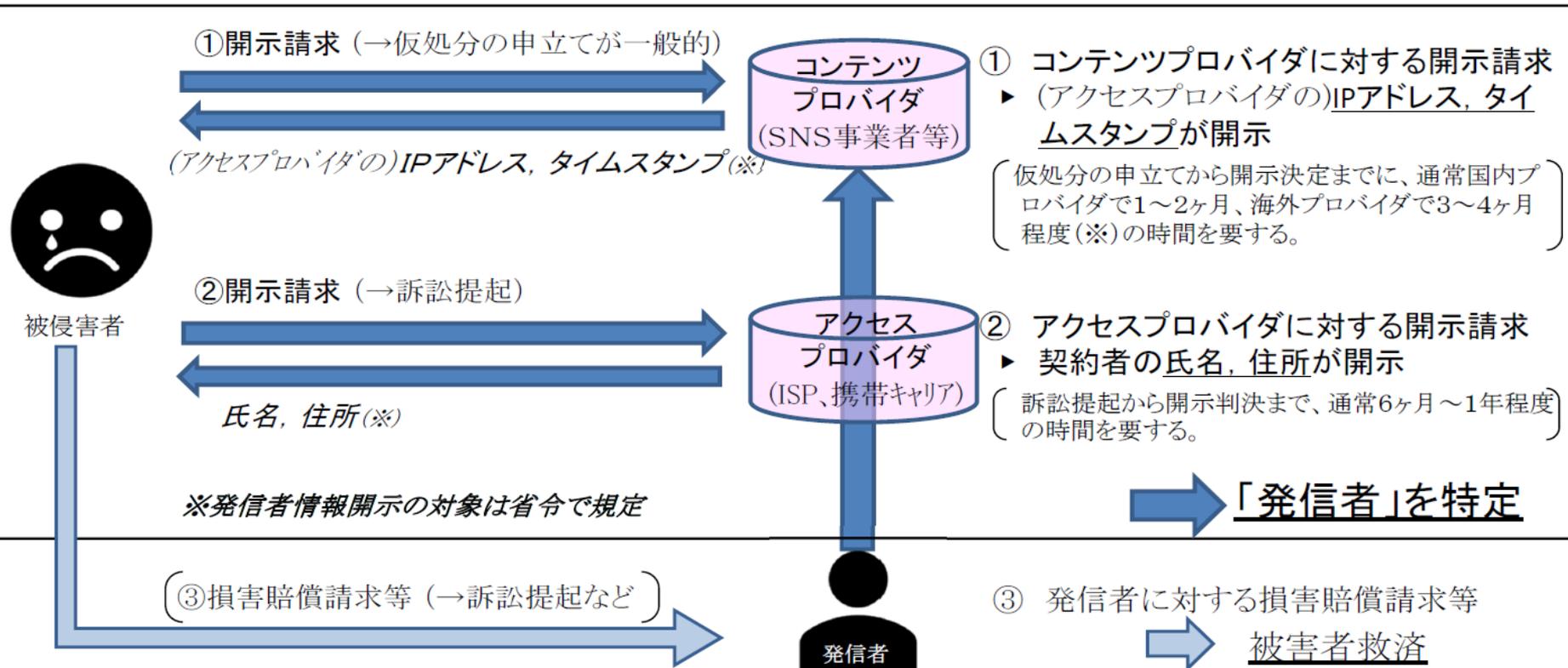
cf. 「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」

1 改正の背景

1 発信者情報開示にかかる労力・費用

(1) 基本的に裁判手続が必要

裁判手続きとしても開示までに原則2回の手続きが必要



総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」資料より

1 改正の背景

2 現行法下で請求可能な情報開示では発信者が特定できないケースの増加
現行法:「権利の侵害に係る発信者情報」

→ 投稿時の情報を想定

海外コンテンツプロバイダでログイン時情報しか保有していないケースあり

Q 現行法下で開示が認められるか

裁判例は分かっていた

(1) 否定例(東京高判H26.9.9判タ1411号170頁、知財高判H30.4.25)

開示請求の対象は、権利を侵害したとする情報の発信者についての情報に限られる

(2) 肯定例(東京高判H26.5.28判時2233号113頁、東京高判H30.6.13判時2418号3頁)

IPアドレスから把握される発信者情報であっても、当該侵害情報の発信者のものと認められるのであれば、「権利の侵害に係る発信者情報」にあたり得る

cf. Twitter著作権侵害最高裁判決の悲劇

3 当事者が海外事業者となるケースの増加

2 改正法の概要

1 発信者情報の開示対象の拡大

(1) 2020年8月31日 省令改正 「発信者の電話番号」が追加

Merit ログと異なり消えにくい

電話番号から住所・氏名を特定する方法は裁判外でも可能

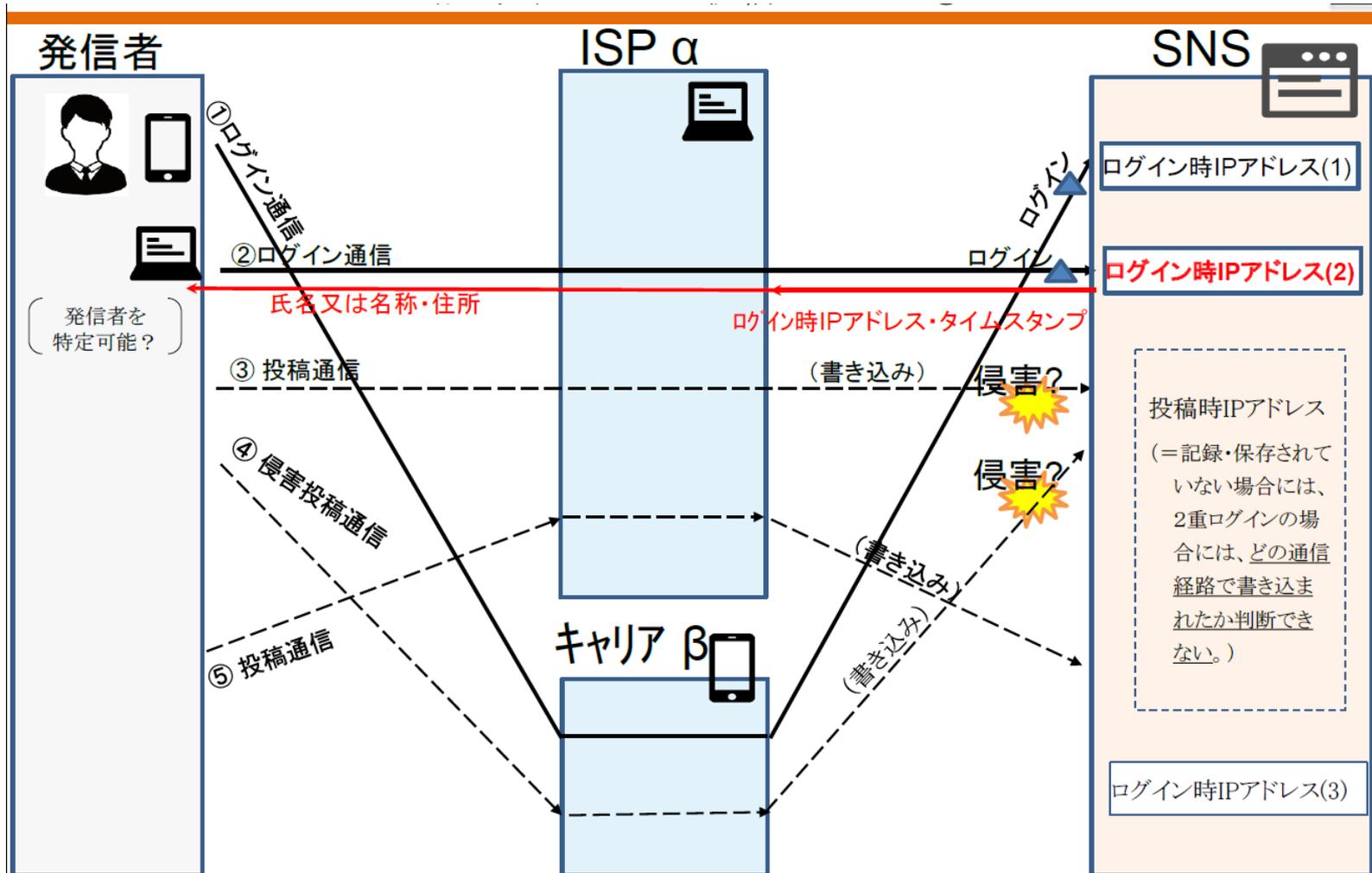
Demerit 保全手続での対応は不可能

★SMSの「メールアドレス」としてこれを認める判決例あり

→ 施行済み

2 改正法の概要

(2) ログイン時情報



2 改正法の概要

(2) ログイン時情報開示のための要件

改正法5条（考え方の背景：原則は侵害情報とすべき）

1 投稿時情報（条文の文言「特定発信者情報以外の発信者情報」）

開示要件： 5条1項1号&2号 ・明白性 + 正当性

2 CPに対するログイン時情報（「特定発信者情報」（詳細は総務省令による））

開示要件： 上記要件+3号 ・明白性 + 正当性 + 3号要件

3号のだいたいの内容

イ 投稿時情報を持っていない

ロ 発信者の氏名・住所又はAP等を特定するための情報以外の情報しか持ってない（詳細は総務省令）

ハ 開示を受けた情報では発信者を特定できない

3 APに対するログイン時情報に基づく請求

2 改正法の概要

2 新しい裁判制度の創設

発信者情報開示請求に特化した新しい裁判制度

プロ責法内に、手続法を導入

(1) 手続の内容

	案1	案2		現行
	請求権に「代えて」 非訟手続を創設	請求権に「加えて」 非訟手続を創設		請求権構成
	非訟	非訟	訴訟 ※異議があった場合	訴訟
請求権	×	○		○
訴状 (申立書等)	送付	送付	送達	送達
審理	非公開 職権探知主義 陳述聴取※ <small>※書面によるほか、審問も含む</small>	非公開 職権探知主義 陳述聴取※ <small>※書面によるほか、審問も含む</small>	公開 対審原則 弁論主義	公開 対審原則 弁論主義
裁判の効力	既判力: × 執行力: ×	既判力: ○ 執行力: ○ <small>※決定に異議がない場合</small>	既判力: ○ 執行力: ○	既判力: ○ 執行力: ○
不服申立て	即時抗告→許可抗告	異議申立て等 (訴訟に移行)	控訴→上告	控訴→上告
任意開示	請求権に代わる任意開示を認める根拠規定が必要	可能		可能

総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」最終取りまとめより

2 改正法の概要

2 新しい裁判制度の創設

発信者情報開示請求に特化した新しい裁判制度

プロ責法内に、手続法を導入

外国事業者への対応が容易

(1) 手続の内容

	案1	案2		現行
	請求権に「代えて」 非訟手続を創設	請求権に「加えて」 非訟手続を創設		請求権構成
	非訟	非訟	訴訟 ※異議があった場合	訴訟
請求権	×	○		○
訴状 (申立書等)	送付	送付	送達	送達
審理	非公開 職権探知主義 陳述聴取※ <small>※書面によるほか、審問も含む</small>	非公開 職権探知主義 陳述聴取※ <small>※書面によるほか、審問も含む</small>	公開 対審原則 弁論主義	公開 対審原則 弁論主義
裁判の効力	既判力: × 執行力: ×	既判力: ○ 執行力: ○ <small>※決定に異議がない場合</small>	既判力: ○ 執行力: ○	既判力: ○ 執行力: ○
不服申立て	即時抗告→許可抗告	異議申立て等 (訴訟に移行)	控訴→上告	控訴→上告
任意開示	請求権に代わる任意開示を認める根拠規定が必要	可能		可能

2 改正法の概要

(2) 当事者

現行法

第1段階: コンテンツプロバイダ(CP)を相手に



第2段階: アクセスプロバイダ(AP)を相手に

しかも、第1段階で得た情報で「加害者」に到達できるとは限らない

- ↓
- 1) APでのログの消失
 - 2) 開示を受けた情報が不十分等

第3段階: 「加害者」に対する権利行使

2 改正法の概要

(2) 当事者

改正法

第1段階 1つの手続(非訟)

コンテンツプロバイダ(CP)を相手に

↓

アクセスプロバイダ(AP)を相手に

しかも、第1段階で得た情報で「加害者」に到達できるとは限らない

↓

1) APでのログの消失

2) 開示を受けた情報が不十分等

第2段階: 「加害者」に対する権利行使

2 改正法の概要

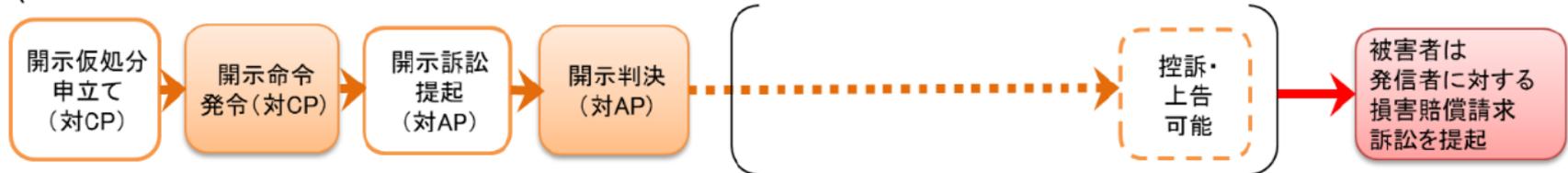
(2) 当事者

改正法

手続の流れ



(参考) 現行



2 改正法の概要

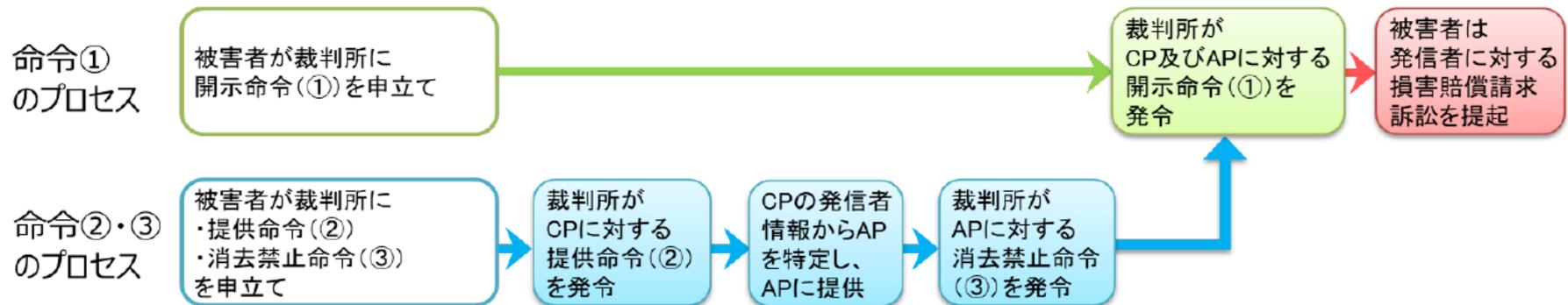
(3) 手続内で可能な行為

現在)

CPに対し 開示の仮処分

APに対し ログ保全の仮処分 & 開示請求訴訟

改正法： 発信者の特定のための一部



総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」最終取りまとめより

3 実務への影響

新しい裁判制度のポイント

詳細は 総務省令・裁判所規則次第だが・・・

CPに対するAP情報の提供命令への協力

(提供命令は、申立人には秘密であることが前提

∴ 開示命令発令前の段階(つまり権利侵害の明白性等が未判断)

→ 従来、請求者代理人が行っていた業務内容を事業者が行う必要性

- ★ 特定において必要な情報の授受
- ★ 相互のコミュニケーション
- ★ 協働が不十分なことにより特定ができなかった場合



- ★ 技術的に特定ができなかった場合

B 個人情報保護法の改正

1 改正法の背景

H27年改正で、個人情報保護法には3年毎の見直し条項が入っている

2 改正法の概要

令和2年改正 2020年6月12日公布

全面施行R4.4.1 第三者提供の経過措置R3.10.1 法定刑R2.12.12

令和3年改正

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

2021年5月19日公布 → 1年内施行部分と2年内施行部分

3 実務への影響

1 改正法の背景

I R2年改正

- 1 個人情報に対する意識の高まり
→ より本人関与を認める方向へ
- 2 技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス
→ ・自主的取組の促進
・仮名加工情報
・第三者提供における本人の同意確認
- 3 越境データの流通増大に伴うリスク対応
・外国事業者への対応
・越境移転時の本人への情報提供

II R2年改正

個人情報保護法制の体系を共通ルール化
いわゆる2000個問題の解消
EUの十分性認定における除外

2 改正法の概要

I R2年改正

1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和**する。
- **保有個人データの開示方法** (※) について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できる**ようにする。

(※) 現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。

- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求**できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- オプトアウト規定 (※) により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

(※) 本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合 (※) に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

(※) 一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。

- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度 (※) に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定**できるようにする。

(※) 現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。

(※) 命令違反: 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等: 30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金

- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる** (法人重科)。

(※) 個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金) → 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置(漏えい等報告、法定刑の引上げ等)を講ずる。

2 改正法の概要

I R2年改正

令和2年改正個人情報保護法 政令・規則の概要

テーマ	法改正の内容	政令・規則案の内容
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	<ul style="list-style-type: none">• 報告対象：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする• 委員会への報告：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	<ul style="list-style-type: none">• 加工基準：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求める
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	<ul style="list-style-type: none">• 提供元における本人同意の確認方法：提供先から申告を受ける方法等とする• 提供元における記録義務：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める
越境移転	<ul style="list-style-type: none">• 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める• 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	<ul style="list-style-type: none">• 同意取得時に本人に提供すべき情報：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める• 移転元が講ずべき「必要な措置」：①移転先における個人データの取扱い状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める
法定公表事項	— (制度改正大綱に記載)	<ul style="list-style-type: none">• 公表事項：安全管理のために講じた措置を追加 (ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外)

※ その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施

2 改正法の概要

I R2年改正

① 提供先で個人データとなることが想定される第三者提供についての本人同意

背景

第三者提供における 提供元基準説 vs 提供先基準説



こちらが通説的見解に

- ・提供元で個人情報との照合性があれば個人情報部分を削除してもNG

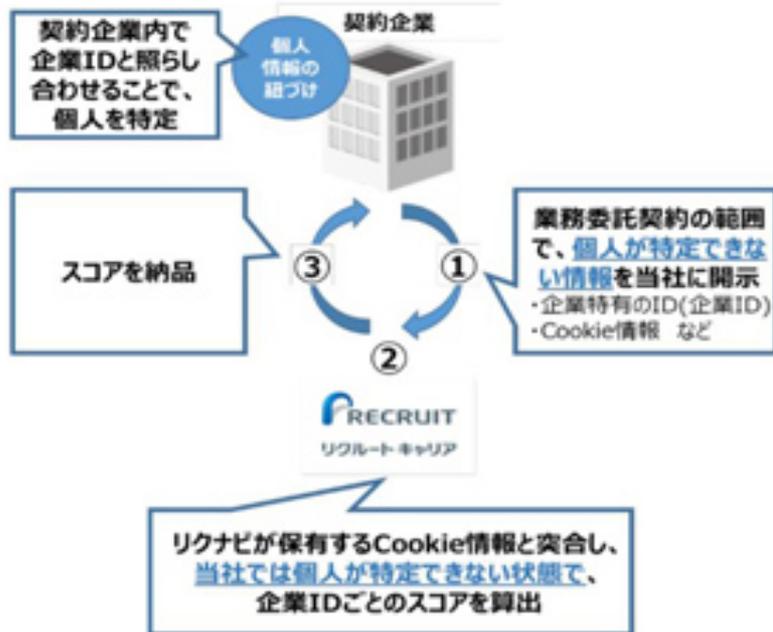
Q リクナビ事件

2 改正法の概要

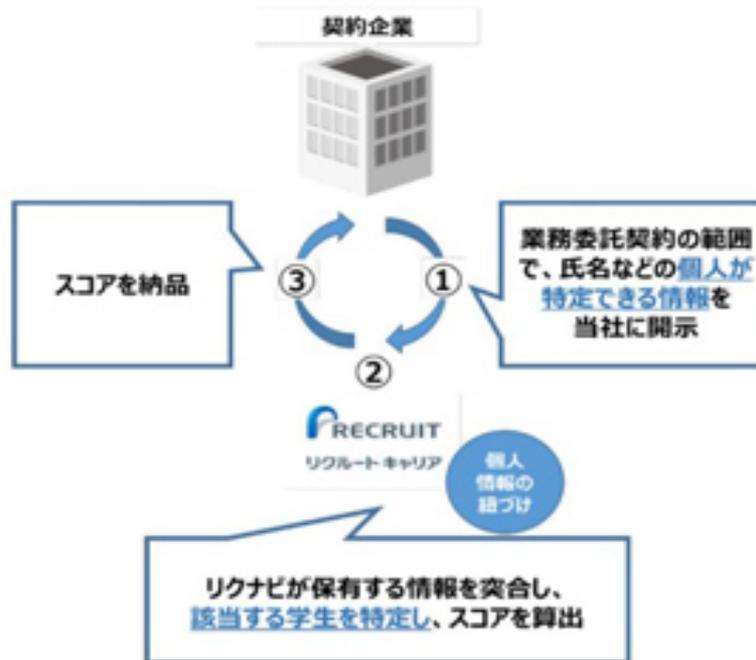
Cf リクナビ事件

『リクナビDMPフォロー』のサービス提供スキーム

2019年2月以前



2019年3月以降

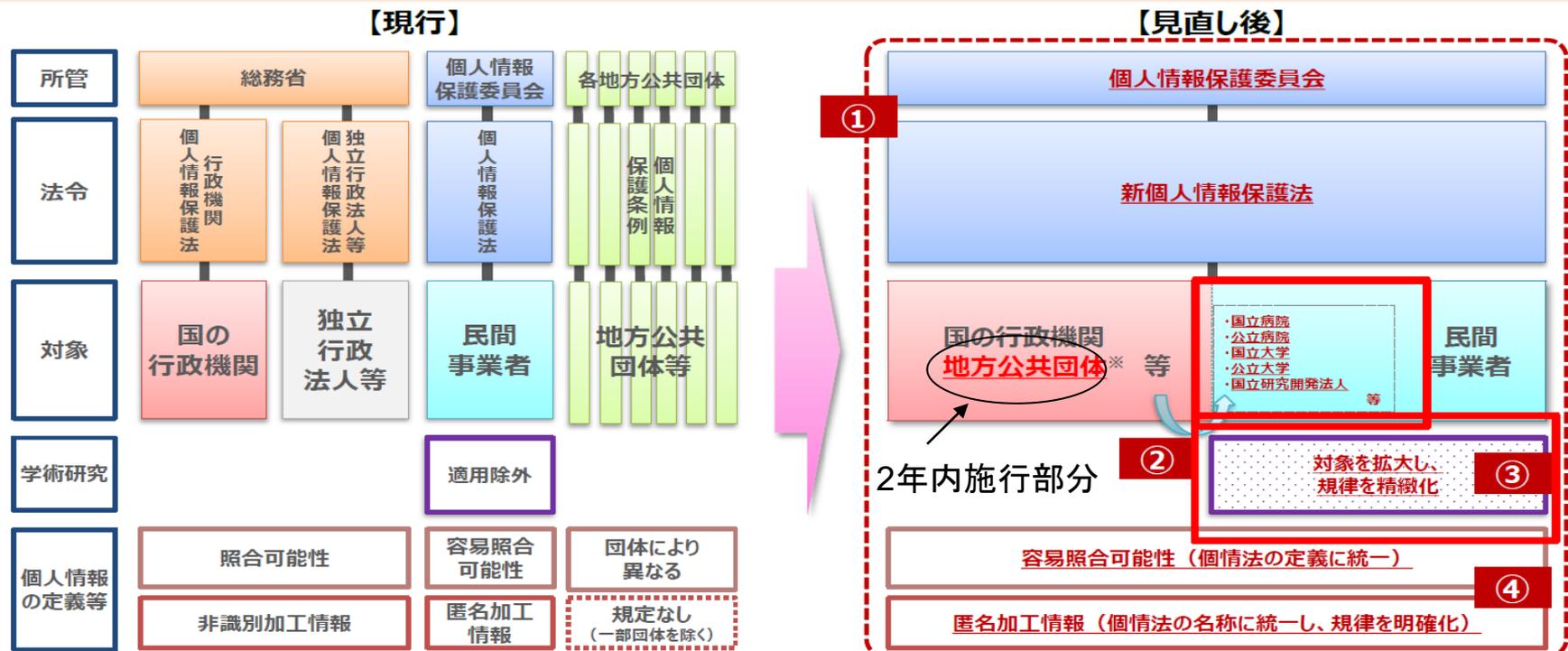


時期ごとの「リクナビDMPフォロー」のスキームの違い(=リクルートキャリアのIR資料より)

2 改正法の概要

II R3年改正

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



3 実務への影響

1 R2改正

- 1 短期保存データの例外廃止
- 2 本人からの利用停止・消去、開示請求の範囲の拡大
- 3 第三者提供時の提供先での同意取得確認

↓

・現在の対応フローの見直しが必要

4 越境移転

ポリシー等の見直し、定期的な移転先法令の確認

5 仮名加工情報

内部分析における必要性可否

3 実務への影響

II R3改正

各地方自治体等における対応

従来の法制対応の見直し



ex ネットワーク回線を通じた利用禁止などもあったが・・・

総括

- 1 改正対応の頻度
- 2 実務的影響の評価
- 3 国際的な対応の必要性